

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 抜海・豊田風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年5月16日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 抜海・豊田風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場所 : 北海道稚内市及び天塩郡豊富町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大120,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

|             |            |
|-------------|------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 令和4年 2月17日 |
| 環境大臣意見受理    | 令和4年 5月10日 |
| 経済産業大臣意見    | 令和4年 5月16日 |

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、野田  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 抜海・豊田風力発電事業 計画段階  
環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、本事業者が出資する事業者による風力発電所及び他の事業者による複数の風力発電所が建設中、稼働中、環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域の絞り込みや風力発電設備等の配置等を検討すること。また、他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基

数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (5)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。特に、想定区域に隣接する地域では、自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づく自然再生事業が実施されていることから、上サロベツ自然再生協議会と必要に応じて協議・調整を十分に行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1)騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、風力発電設備に周囲を囲まれることになる住居も含め、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。特に風力発電設備に周囲を囲まれることになる住居については複数の風車の影響を受ける可能性がある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)に加え、専門家等からの助言その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ることで等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2)水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び上水道等の取水地点が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、集水域も含めて土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。特に風力発電設備に周囲を囲まれることになる住居については複数の風車の影響を受ける可能性がある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、クマタカ、チュウヒ、タンチョウ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物に指定されているマガン、ヒシクイ等のガン・カモ類などの渡り鳥の中継地である国指定特別鳥獣保護区、大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録されているペンケ沼、パンケ沼を含むサロベツ鳥獣保護区や道指定の兜沼鳥獣保護区等が存在し、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に対する影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法（期間・時期、地域・地点等）により、生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を行い、営巣地、ねぐら、採食地等の飛翔経路等の集結地の特性を明らかにした上で、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

さらに、想定区域の周辺では、複数の風力発電事業が先行して建設中、稼働中、環境影響評価手続中等であるが、これらの他事業による風力発電設備が設置され、本事業の想定区域がこれら鳥類の残された生息地及び移動経路となる場合、本事業の実施による影響が極めて大きなものとなる可能性があり、重大な影響が懸念される。このため、鳥類の累積的な影響の予測及び評価に必要となる情報について、環境影響評価図書等の公開情報を収集するとともに、先行する事業者に対し情報共有を求め、それらの情報を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等

によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### (5) 動物(鳥類を除く。)に対する影響

想定区域の周辺には、コウモリ類等の哺乳類、エゾサンショウウオ等の両生類、コモチカナヘビ等の爬虫類、エゾホトケドジョウ等の魚類等重要な動物が生息しており、本事業の実施により、これらの重要な動物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な動物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。また、その結果を踏まえ、重要な動物の生息地の改変を回避又は極力低減するとともに可能な限り風力発電設備等からの距離を確保すること。

#### (6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域の周辺では、自然再生推進法に基づく自然再生事業によって上サロベツ自然再生が実施されているほか、想定区域及びその周辺では、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「稚内～抜海丘陵ササ草原」、「夕来トドマツ林・海岸林」等の植物群落、自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたヨシクラス、エゾマツ・トドマツ群集、ミズナラ群落等の植生、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

さらに、事業計画の具体化に当たっては、自然再生事業の実施のために自然再生推進法に基づき設置された上サロベツ自然再生協議会及び関係地方公共団体の意見を踏まえるとともに、必要な協議・調整を行うこと。

#### (7) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された利尻礼文サロベツ国立公園が位置している。該当公園には、主要な展望点であり、利用施設計画に位置づけられている「サロベツ湿原センター」、「稚内天塩線道路(車道)」、「北海道自然歩道線道路(歩道)」等が存在していることから、本事業の実施により、これら利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

#### (8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「稚内サイクルルート」、「兜沼公園」等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。